

～政策関連～

## 中国における「カーボンインクルージョン」 政策動向と導入事例

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国では、国家レベルのカーボンニュートラル達成を目指して、炭素排出権取引制度（以下、ETS）<sup>1</sup>、カーボンオフセットクレジット（以下、CCER）<sup>2</sup>が導入されています（【図表1】ご参照）。

これら枠組みとは別に、近年では、一部地域都市において、カーボンインクルージョン（中国語「碳普惠」）の導入事例が増えてきています。中には、企業の排出のオフセットに活用可能なものまで登場しています。本稿ではその現状や導入事例、および問題点などについてご紹介します。

【図表1】ETS 制度と CCER の概要

ETS制度	CCER
<p>EUで2005から導入されたEU ETSが世界最初の事例で、中国では2013年から上海、北京など複数の地方版市場を開催し、2021年7月から全国版市場を始動。</p> <p>中国のETS制度では、生態環境部により重点多排出産業範囲を明確化（全国は電力のみ、地方は各種各様）し、一定基準で企業に排出枠（全国はCEA、地方は地方EA）を分配。企業の年間排出量実績が枠を超過する企業が、市場を通じて枠が余る企業から調達できるという、企業の脱炭素行動を促す制度。排出枠の範囲は現状スコープ1～2のみ。</p>	<p>京都議定書（失効）のクリーン開発メカニズム（CDM）に基づく認証排出削減量（CER）の中国バージョンで、オフセットクレジットの一種。</p> <p>2012年始動で17年に認証・発行停止。23年後半から関連政策体系の再構築が進み、24年から再スタートの予定。</p> <p>CCERは中国の林業など取り組みによる温室効果ガスの排出削減効果につき、国家が方法論に基づき定量化して認証を行うもの。排出量オフセット需要のある企業や左記ETS対象企業が調達（地域によって制限あり）することで排出量のオフセットとして活用可能。</p>

（公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）



MIZUHO

瑞穂銀行

WeChat公式アカウント

<sup>1</sup> 詳細は「みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第570号）」をご参照

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0622-XF-0105.pdf>

<sup>2</sup> 詳細は「みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第697号）」をご参照

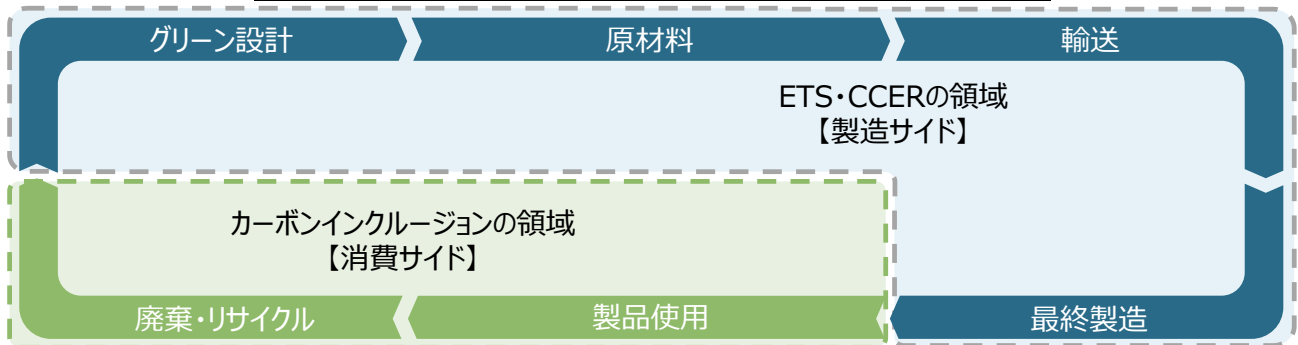
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0750-XF-0105.pdf>

## カーボンインクルージョンの概要と発展

### 概念と重要性

カーボンインクルージョンとは、公衆(家庭や個人)、コミュニティ、一般企業の脱炭素行動に価値を付与しインセンティブを与え促進する政策です。ETS や CCER は生産活動の排出削減にフォーカスした取り組みだとすれば、カーボンインクルージョンは消費サイドに重きを置き、社会全体のカーボンニュートラルの実現において重要なピースになります(【図表2】ご参照)。

【図表2】消費行動の改善はカーボンニュートラル実現の重要な一環



(公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

人間活動による CO2 排出は生産活動以外、消費サイドにも大きな割合を占めています。『中国「カーボンニュートラル」枠組み路線図研究』(2021年5月、中国科学院丁仲礼院士)によれば、中国が年間排出した約100億トンのCO2のうち、約53%は消費サイド由来となっています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2022年に公表したIPCC第6次報告書(Climate Change 2022 Mitigation of Climate Change)では、「需要側対策と新たなエンドユースサービスの提供方法により、2050年までにエンドユース部門における世界全体のGHG排出量を、ベースラインシナリオ比で40~70%削減できる<sup>3</sup>」としてきました。このように、消費サイドの行動パターンの変化促進は人間活動の脱炭素、カーボンニュートラルの実現において、製造サイドの排出削減と同等以上の意義を持つことを意味するといえます。

### 発展の歴史

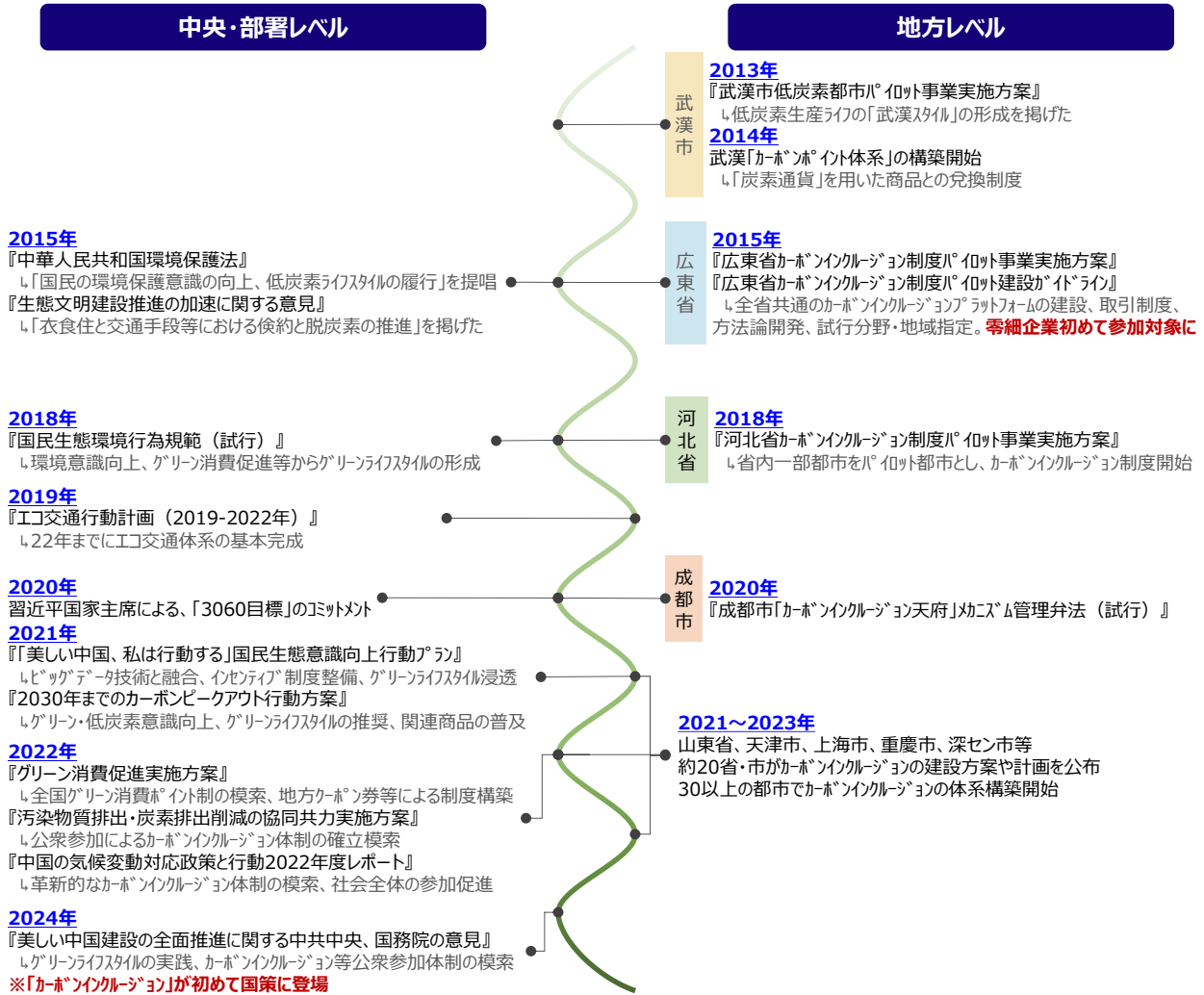
中国におけるカーボンインクルージョンは国家レベルでは、グリーンライフスタイルの醸成促進を掲げるものが多く、グランドデザイン的な政策はまだありません。現状、各地方政府、企業などを運営主体とした多様な実証実験が行われており、これを中央政府が後押しする構図となっています(【図表3】ご参照)。

<sup>3</sup> 「Climate Change 2022 Mitigation of Climate Change」

[https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg3/downloads/report/IPCC\\_AR6\\_WGIII\\_FullReport.pdf](https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg3/downloads/report/IPCC_AR6_WGIII_FullReport.pdf)

「Demand-side measures and new ways of end-use service provision can reduce global GHG emissions in end-use sectors by 40-70% by 2050 compared to baseline scenarios, while some regions and socioeconomic groups require additional energy and resources.」

【図表3】中国におけるカーボンインクルージョンの発展



（公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

2013年6月、中国初の地域 ETS 市場として設立された深セン市場のキックオフミーティングで、国家発展改革委員会副主任解振華（当時）、広東省常務副省長徐少華（当時）が「公衆による排出削減量の市場取引」について言及されたことが、公衆参加型による排出削減取り組み構築に対する最初のコンセプト提起でした。

2013年9月、湖北省武漢市人民政府が公布した『武漢市低炭素都市パイロット事業実施方案』<sup>4</sup>（武政〔2013〕81号、[武漢市低炭素都市试点工作实施方案](#)）では、「低炭素生産・ライフスタイルに関する武漢モデルの形成」と掲げ、翌年に「カーボンポイント体系構築」が始動され、カーボンポイントによる商品サービス交換を通じて、市民のグリーンなライフスタイルを促進する取り組みが開始されました。市民のシェアリング自転車、公共交通機関利用など脱炭素行動を「炭素通貨」（カーボンポイント）に換算し、映画館チケットなどのクーポン券との交換を可能にしたことが、中国最初のカーボンインクルージョンとなりました。

<sup>4</sup> 『武漢市低炭素都市パイロット事業実施方案』

[http://hb.j.wuhan.gov.cn/fb/jd\\_19/xxgkml/zwgk/wrfz/dqwrzf/202009/t20200928\\_1457516.html](http://hb.j.wuhan.gov.cn/fb/jd_19/xxgkml/zwgk/wrfz/dqwrzf/202009/t20200928_1457516.html)

2015年7月に広東省発改委が公布した『広東省カーボンインクルージョン制度パイロット事業実施方案』<sup>5</sup> (广东省碳普惠制试点工作实施方案)、『広東省カーボンインクルージョン制度パイロット建設ガイドライン』 (广东省碳普惠制试点建设指南)で、広東省統一のカーボンインクルージョン推進プラットフォーム、カーボンインクルージョン認証排出削減量の取引メカニズム及びインセンティブメカニズムの構築が明記され、ここで初めて零細企業も参加対象に取り入れられました。

地方での実証実験や関連体系構築とは対照的に、中央・部署全国レベルでは環境関連の政策や通達において、国民の意識向上、グリーンライフスタイルの推奨、関連商品の開発と普及に言及する内容が多いです。例えば、2015年1月の『中華人民共和国環境保護法』(中华人民共和国环境保护法)では「国民の環境保護意識の向上、低炭素ライフスタイルの履行」と提唱し、同年5月の国務院による『生態文明建設推進の加速に関する意見』(关于加快推进生态文明建设的意见)では「全国民が衣食住と交通手段などにおける儉約と脱炭素の推進」と掲げました。

2020年、習近平国家主席による「3060目標」に関する国際社会に対するコミットメントに伴い、2021年には『「美しい中国、私は行動する」国民の生態文明意識向上行動プラン(2021-2025年)』、『グリーン・低炭素・循環型経済発展体系の構築加速と整備に関する指導意見』、『2030年までのカーボンピークアウト行動方案』、2022年には『グリーン消費促進実施方案』、『汚染物質排出・炭素排出削減の協同共力実施方案』、『中国の気候変動対応政策と行動 2022年度レポート』など、様々な政策で国民のグリーン意識の醸成、グリーンライフスタイルが提起され、各分野における体制準備や関連政策通達が多く公布されました。

2023年8月、生態環境部が周雲傑全国人民代表大会代表・ハイアールグループ董事長のカーボンインクルージョン促進法構築に関する提案につき、「カーボンインクルージョン発展に関し各地方における探索と実証実験の展開を支持する」とする一方、「全国統一プラットフォームの構築と管理運営機関の必要性を検討する」と留まっています。この内容からも、今後も「中央政府支持のもと、地方政府、企業が多様な実証実験を展開する」構図は続くものと思われます。

## 具体的な運営事例

前記の通り、現段階では地方政府や企業などを中心に豊富で多彩な実証実験が行われています。このなかでさらに「政府主導」「企業主導」の2種類に大別されます。これらを、それぞれの代表例で解説したいと思います。

### 政府主導

前記の通り、深セン市や広東省を手始めに、多くの地方政府が実証実験的な制度を打ち出しています。このなかには個人や家庭を対象とするものが大半ですが、企業も参加対象に含まれる取り組みや、当地の炭素排出権取引市場と連動する取り組みも増えています。

<sup>5</sup> 『広東省カーボンインクルージョン制度パイロット事業実施方案』『広東省カーボンインクルージョン制度パイロット建設ガイドライン』  
[http://drc.gd.gov.cn/gfxwj5633/content/post\\_865569.html](http://drc.gd.gov.cn/gfxwj5633/content/post_865569.html)

### ➤ 企業によるカーボンインクルージョン生成

企業も参加対象に含まれる制度の代表例として、広東省の取り組みがあげられます。広東省生態環境庁は「植林」「分散式太陽光発電システムの設置」「高効率省エネルギー空調の利用」「廃棄衣料の再利用」など 6 つの方法論を開発しています。企業はこれら方法論に基づき、当地のカーボンインクルージョンクレジットである「広東炭普惠認証排出削減量(PHCER)」を開発できます。

重慶市生態環境局も、「再エネ発電」「建築物におけるエネルギー効率技術と燃料切り替え」「充電ステーション、スタンドの GHG 排出削減」「EV と HEV による排出削減」「汚水処理でのメタンガス回収」「埋立ガス回収」などに関し、「重慶カーボンインクルージョンプロジェクト自主排出削減量(CQCER)」の方法論を公布し実施しています。

成都市生態環境局は『成都市「カーボンインクルージョン天府メカニズム排出削減プロジェクト方法論(第一弾)』』を公布し、「成都カーボンインクルージョン天府メカニズム排出削減量(GDCER)」の開発に関し、「省エネ改造」「熱供給ボイラのエネルギーの電力または天然ガスによる代替」など 8 つの方法論を公布しています。

### ➤ 炭素排出権取引市場での取引

当地の炭素排出権取引市場と連動する事例も増えています。例えば、上記 PHCER は広州排出権取引所で取引可能なだけでなく、広州排出権取引所の参加対象企業の場合、自社の排出量オフセットの手段としての活用も認められています。

そして、北京市では「低炭素な交通機関利用(PCER)」によるカーボンインクルージョンクレジットを北京炭素排出権取引市場の清算品目として 2021 年より認められています。また、重慶取引市場では CQCER、四川取引市場では CDCER などが取引されています。深セン市、上海市、天津市などでも、類似制度の構築あるいは構築予定がここ数年発表されています。

### ➤ 個人や家庭を対象とする取り組み

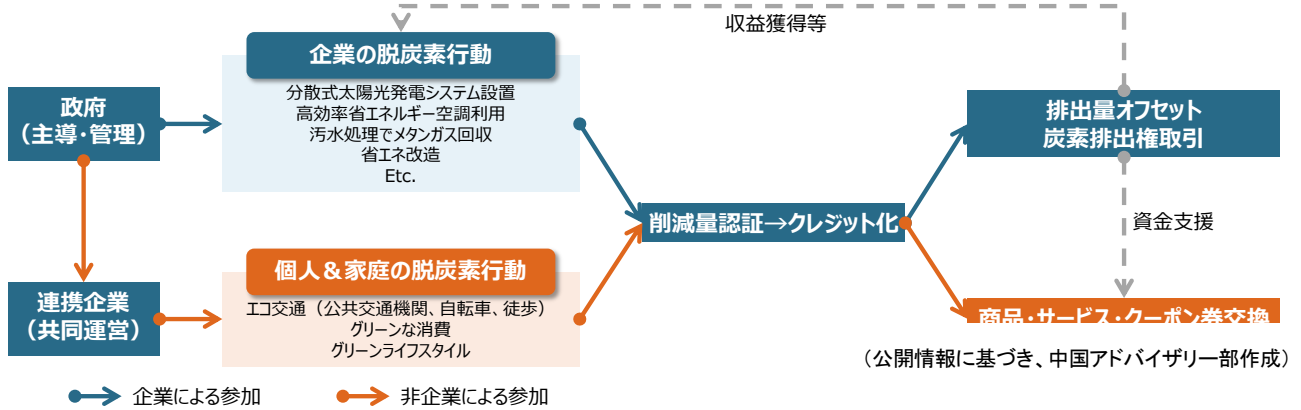
地方政府主導で、企業(IT プラットフォーマーが多い)と連携して展開するものが中心です。主に個人によるエコ交通の利用や家庭による節電行動などを対象とするもので、スマートフォンのアプリケーションや、テンセントのソーシャルアプリ WeChat(微信)などのミニプログラム(小程序)で登録してポイント化し、商品やサービス、クーポン券などと交換するケースが多いです。北京市政府がオンラインマップアプリ「高德地図」と共同で運営する「北京交通グリーン移動一体化サービスプラットフォーム(北京 MaaS)」などの事例があります。

【図表4】は政府主導のカーボンインクルージョンのイメージ図です。企業(分散式太陽光パネルの設置など)や個人&家庭の脱炭素行動(エコ交通など)について、政府プラットフォーム、もしくは政府が連携する企業が共同で運営するプラットフォームで認証して取引可能なクレジットを生成、炭素排出権取引市場などで需要家により取引されます。そこで獲得した取引収益は、企業由来の場合は企業の収益として還元され、個人や家庭由来の場合は兌換可能な商品やサービスの資金源として活用されるというシステムです。

現状では、個人&家庭の脱炭素行動を認証する取り組みを展開する地域が多数ありますが、企業の脱炭素行動の認証、排出権取引の活用も同じ地域で実現できた事例はまだそれほど多くありません。将来的には、このようなモデルケースが増加するかが注目されます。



【図表4】政府主導のカーボンインクルージョンのイメージ図



（公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

なお、直近では取り組みの効果と利便性を更に向上させようと、複数の地域が連携する事例や複数の企業と連携する試みが増えています。例えば、2022年4月に広東省生態環境庁が公布した『広東省カーボンインクルージョン取引管理弁法』<sup>6</sup>（[广东省碳普惠交易管理办法](#)）では、「広東・香港・マカオグレーターベイエリアでのカーボンインクルージョン協力メカニズムの構築を積極的に推進する」と掲げており、23年8月、広東省カーボンインクルージョンイノベーション発展センターは、マカオ低炭素発展協会と『グレーターベイエリアカーボンインクルージョンプラットフォーム建設枠組み合作協議書』を締結し、共同でグレーターベイエリアにおけるカーボンインクルージョンの推進、メカニズムの研究と実践、プラットフォームとミニプログラムの構築などを進めていくとしています。

また2022年7月、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省は共同で『長江デルタ地域カーボンインクルージョンメカニズム連動構築事業備忘録』（[长三角区域碳普惠机制联动建设工作备忘录](#)、以下『備忘録』）を締結し、同年12月に上海市が公布した『上海市カーボンインクルージョン体系建設事業方案』<sup>7</sup>（[上海市碳普惠体系建设工作方案](#)）では、「『備忘録』の内容を踏まえ、長江デルタ地域他省市とのカーボンインクルージョン推進における連携を強化する」と掲げています。制度実施範囲の拡大により、将来、認知度の向上による意識の浸透や革新的なカーボンインクルージョン推進内容の構築が期待できます。

### 企業主導

企業主導のカーボンインクルージョンでは、ITプラットフォームや銀行が運営主体となる事例が多いですが、日系企業が主導する事例もあります。自社の商品やサービスの利用促進と高い関連性を持つ内容が多く、企業宣伝につながる効果も期待できます。

対象行為はエコ交通などもありますが、各社の事業内容に合わせて、オンライン決済の利用などもみられます。インセンティブ内容に関しては、前記政府主導の取り組み同様の商品・サービス・クーポン券のほか、ユニークなものも多いです。例えば、アリババグループが2016年から始動した「アントフォーレスト（蚂蚁森林）」はユーザーの脱炭素行動をアプリで記録し、ポイントに変えてバーチャルのツリーを育て、一定程度貯まったらアントフォーレストが代行でリアル植林をするという事業です。ユーザーが気楽にエコ事業に参加できて、アリバ

<sup>6</sup> 『広東省カーボンインクルージョン取引管理弁法』  
<https://gdee.gd.gov.cn/attachment/0/487/487047/3905858.pdf>

<sup>7</sup> 『上海市カーボンインクルージョン体系建設事業方案』  
<https://sthj.sh.gov.cn/hbzhwypt2025/20221202/40427ae2facc4d1084da36eafd1ba962.html>

バの企業宣伝もでき、加えてエコ事業にも貢献するというモデルケース的な取り組みで、2023年8月までに6.5億人以上のユーザーが参加し4.75億本以上リアル植林をしたと報道されています。

日系企業の代表例として、广汽トヨタ自動車有限会社(トヨタ自動車と広州汽車の合併企業)が2022年から「豊雲緑動(丰云绿动)」というカーボンインクルージョンを始動させた事例があります。同社のエコカーやEVのオーナー向けに、走行距離ランキングをもとに景品と引き換える取り組みです(【図表5】ご参照)。

**【図表5】企業主導カーボンインクルージョンの事例**

主体	取り組み名称	始動時期	対象行為	インセンティブ内容
ITプラットフォーム主導				
アリババグループ	アントフォレスト	2016年8月	エコ交通、水道光熱費のオンライン決済等	植林
饿了么(出前サイト)	e点炭	2022年4月	使い捨て食器不要、食事のミニサイズ注文	ポイント制でクーポン券交換
銀行主導				
中信銀行	中信炭素口座	2022年4月	電子カード、電子明細書の利用、オンライン決済、公共交通機関やシェアリング自転車の利用等	基本手数料の減免、審査類業務の優先等
浦東発展銀行	炭素口座	2022年7月	法人向け：グリーン与信、グリーン債券等 個人向け：エコ交通、新エネルギーの分割払い、ペーパーレスでの銀行業務等	基本手数料の減免、キャッシュバック、特典交換
日系企業事例				
広州トヨタ自動車	豊雲緑動(車所有者の炭素口座)	2022年7月	特定のトヨタ車種の利用	走行距離ランキングで景品交換

(公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

また、企業主導のケースには、自社の社員を対象とする取り組み事例もあります。社員のエコ交通や食べ残しゼロ、オンライン会議などを対象に、自社のオンラインショッピングモールなどの商品や景品と交換する内容が見られます。自社におけるESG意識の浸透はもちろん、社員に関わる企業の排出削減、ステークホルダー向けアピールの好材料にもなります。以下がその一部事例です(【図表6】ご参照)。

**【図表6】社員向けカーボンインクルージョンの事例**

主体	取り組み名称	始動時期	対象行為	インセンティブ内容
国家電力投資集団	低炭e点	2021年8月	エコ交通、食べ残しゼロキャンペーン、植林等	自社オンラインショッピングモールの商品券、クーポン券交換
Lenovo	楽炭圈	2022年6月	低炭素な出張、通勤移動、オンライン会議、中古衣服や書籍の寄付等	ランキング上位に勳章授与と景品

(公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## 日系企業の活用

### ETS 対応や排出オフセット

まず、ETS 対象企業や排出量オフセットニーズのある企業にとって、ETS の排出権や CCER のほかに、カーボンインクルージョンの調達も新たな選択肢になります。

例えば、広東省生態環境庁が公布した『広東省排ガス規制企業による国家認証自主的排出削減量(CCER)、省級カーボンインクルージョン認証排出削減量(PHGER)での2022年度実際炭素排出量オフセットに関する作業ガイドライン』<sup>8</sup>(广东省控排企业使用国家核证自愿减排量(CCER)省或级碳普惠核证减排量

<sup>8</sup> 『広東省排ガス規制企業による国家認証自主的排出削減量(CCER)、省級カーボンインクルージョン認証排出削減量(PHGER)での2022年度実際炭素排出量オフセットに関する作業ガイドライン』

<https://gdee.gd.gov.cn/attachment/0/515/515718/4130544.pdf>

(PHCER) 抵消 2022 年度实际碳排放的工作指引)では、「CCER もしくは PHCER1 トン CO<sub>2</sub>e は、実際排出量 1 トンをオフセットできる」と規定しています<sup>9</sup>。

湖北省 ETS 市場にも類似制度があり、2023 年末、武漢三鎮実業ホールディングス有限公司(武漢三鎮实业控股股份有限公司、湖北省 ETS 市場の参加対象企業)は湖北省 ETS 市場を通じて 7,609 トン(合計金額 27.7 万元)のカーボンインクルージョンを購入し、当社 2022 年排出量のオフセットに活用しました。当該カーボンインクルージョンは「武漢 GEM 都市鉱物リサイクル工業団地の分散式太陽光発電プロジェクト」(プロジェクト主体: 武漢動力電池再生技術有限公司)、「武漢日新能源五洲建材、新地物流、盤龍大街ガスステーションの分散式太陽光発電プロジェクト」(プロジェクト主体: 武漢日新能源有限公司)由来のものでした。

上記湖北省の事例では、カーボンインクルージョンの単価は約 36.4 元/トンで、当時の湖北省 ETS 市場の排出権である HBEA の約 38~40 元/トンより安く、需要のある企業にとっては、対応コストの抑制につながります。北京、福建、重慶、成都など関連制度がある地域に進出している日系企業においても、当該制度の活用を検討することが可能です。

### 収益創出

また、カーボンインクルージョンの取引制度と、企業の脱炭素行動を認証する方法論がある地域では、既に脱炭素に取り組まれている企業、あるいは今後取り組む予定のある企業にとって、その脱炭素行動が方法論に基づきクレジット化され、市場で取引されることにより、一定の付加価値の創出が可能になります。

前記湖北省 ETS 市場の事例を借りれば、2 つのプロジェクトが創出され、認証されたカーボンインクルージョンが利用されたこととなります。そして、それぞれ約 15 万元と 12 万元の収益をもたらすこととなります。

中国の全国 ETS の排出権の価格トレンド予測<sup>10</sup>では、2030 年以降の単価が現状の約 4 倍の 200 元/トン前後に到達するとみられています。今後、CCER 関連とカーボンインクルージョンの単価に希少価値が付き、さらに上昇する可能性もあります。

### 顧客・社員巻き込みで脱炭素

一般消費者向けに製品やサービスを展開する企業においては、自社の製品やサービスの利用状況を把握したうえで、カーボンインクルージョン体制を構築することが有益です。これにより、自社の製品やサービスをアピールし、利用促進につながるだけでなく、ユーザー使用に伴う排出、スコープ 3<sup>11</sup>の排出量の削減にもつながることができます。

また、社内のカーボンインクルージョン制度を構築し、社員の脱炭素行動を積極的に促すことができ、社員関連のスコープ 3 として分類される、その他間接排出にあたる排出量の削減に貢献することとなります。例えば、ペーパーレスや節電に関する意識喚起、自家用車より EV やエコ交通利用の促進、出張面談よりウェブ面談の推奨、出張の場合は飛行機より電車の利用促進やエコミークラスや二等座の利用促進など、すでに多くの運用事例が見られます。

このような顧客・社員を巻き込む脱炭素行動は ESG レポートなどを通じて、ステークホルダーへのアピールにもつながります。

<sup>9</sup> 同じガイドラインでは、PHCER の使用にあたって、「企業が活用する CCER と PHCER の合計量は、実際排出量の 10%を上回ってはならない。70%以上が省内の CCER と PHCER。排ガス規制企業が自社スコープで生成した CCER と PHCER は省内企業の炭素排出オフセットには使えない」など複数の制限事項も規定。

<sup>10</sup> 北京理工大学エネルギーと環境政策研究センターのレポートに基づく。

<sup>11</sup> 温室効果ガス排出量算定・報告の国際的な基準である GHG プロトコルでは、排出量を 3 つのスコープに分け、燃料の燃焼などによる直接排出をスコープ 1、電力などの利用による間接排出をスコープ 2、その他間接排出(社員の交通移動、自社製品の使用、廃棄など)をスコープ 3 として定義づけています。



## 現状の問題点

### 試行段階で課題多数

カーボンインクルージョン制度自体は現在、地域での試行段階にあり、中央政府による制度化はまだ進んでいません。現状では、定義部分が曖昧で、地域間の算定基準のハーモナイゼーションの欠如、一部項目のCCER 方法論との重複（例えば植林や太陽光パネル設置など）、複数のプラットフォームで同じ行動対象に対する重複の可能性、個人データの取り扱いと安全管理など、問題が依然として多く存在しています。

前記 2023 年 8 月の生態環境部の回答のなかに、「カーボンインクルージョンに関し現段階では国内の認知度が限定的で、内容は地域特徴が鮮明であり、モニタリング管理が難しく、関連方法論や計算方法は厳密さを欠き、統一された計算基準が欠如している」という現状認識があります。目前では地方政府や企業の実証実験が進み、将来的には中央政府による高いレベルでの制度化、統一基準での方法論開発などが期待されています。

### 持続可能なカーボンインクルージョンモデル

政府主導の取り組みでも、企業主導の取り組みでも、地方政府の財政資金や企業の出資に頼るものが多いです。取り組み自体の経済性がなければ、長く続くことは困難だと思われます。一方で、インセンティブの内容自体に魅力が感じられず、ユーザー離れが進み、自然消滅する取り組みも散見されます。

前記「政府主導」のイメージ図にあったように、企業・個人の脱炭素行動をクレジット化し、需要のある企業に有償提供し、その収益を現金や商品として前者にバックするという、双方にメリットが見いだせる仕組みが良い事例です。今後、長期的に続けられるカーボンインクルージョンモデルのさらなるモデル事例の創出が必要と考えます。

### 国際的見解の変化

カーボンインクルージョン制度自体の問題点ではありませんが、この制度に対する国際的な見解が変化し続けている点にも注意が必要です。

欧米など海外にも類似した取り組みが増えてきていますが、グローバル全体においてはカーボンインクルージョンの推進は実証段階で、国際的な認知度はまだ低いものと思われます。これを使って排出量オフセットをする場合、その主張が国際イニシアティブで認められない可能性もあるため、その点にも留意して頂きたいです。

EU は 2022 年 3 月に「グリーントランジションに向けて消費者に権限付与 (empowering consumers for the green transition)」といった消費者保護に関する立法案を提出し、24 年 1 月に EU 議会で採択されました。このなかの一項目で、禁止行為である「グリーンウォッシュ」<sup>12</sup>の対象につき、「温室効果ガス排出オフセットの場合、その製品が温室効果ガスの排出において環境的に中立、削減、積極的であることを主張」と明記しました。今後 EU 市場では、カーボンオフセットクレジットやこれを活用し排出フリーを実現した製品に対する見方は大きく変化することが予想されます。

<sup>12</sup> 「グリーンウォッシュ」(グリーンウォッシング、greenwash、greenwashing、漂緑)とは、企業や組織もしくはその製品、サービスは、実際環境配慮の実態が伴っていないにも関わらず、あたかも環境配慮しているかのように装い、これを売りにするビジネス戦略のこと。

EUは脱炭素で世界の先端を走っているため、このような動向は大きな象徴的意義があると思われます。活用を検討する企業におかれましては、所定の目標に合わせてカーボンインクルージョンの活用の可能性を事前に確認しておくことを推奨します。

## 最後に

カーボンインクルージョンとは、モバイルインターネット、ビッグデータ、ブロックチェーンなど技術を根幹としたカーボンニュートラルの取り組みで、DXと脱炭素を組み合わせた試行的な取り組みです。中国のハイレベルな経済発展とサステナビリティな発展目標の実現において、重要な意味合いを持っています。

地方政府や一部企業主導実証実験の現段階では、まだ多くの問題点が存在しております。しかし、広東省政府や一部企業によるモデル事例のケースが増えており、地域間連携によるカーボンインクルージョンの協力による枠組みの形成も見られ始めています。今後、カーボンインクルージョンのさらなる発展、中央政府による制度化が期待されています。

日系企業にとっては、排出量のオフセット、ETS対応での活用はもちろん、日本の先進技術を導入した脱炭素商品、とりわけ自動車業界や、建築業界、日用消費財<sup>13</sup>などの分野でチャンスが大きいと考えられます。引き続きカーボンインクルージョンの発展と関連政策の動向については、引き続き注目していきます。

\*

具体的な政策・実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせ下さい。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 郭

Tel：021-3855-8888 (Ext：1153)

E-mail：[Jiabin.Guo@mizuho-cb.com](mailto:Jiabin.Guo@mizuho-cb.com)

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複製・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

<sup>13</sup> 日用消費財業界では、スコープ3排出が企業全体排出の9割以上を占めるケースもある。